

## 岩沼市復興推進計画

平成26年12月19日  
宮城県岩沼市

### 1. 計画の区域

岩沼市全域

### 2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大規模の地震であり、岩沼市においても、死者181名、行方不明者1名、家屋被害5,428戸という過去に例を見ない極めて甚大な被害が生じた。また、今回の地震では、大きな揺れとその後の大津波により、沿岸部の集落や工業団地が壊滅的な被害を受けるとともに、東部地区の多くの住宅や農地などが浸水した。農業や工業など、本市を代表する産業に大きな被害が生じたことから、雇用の問題も含め地域経済の活力低下が懸念されている。

こうした震災の経験と教訓を踏まえ、沿岸部も含めた広域圏における食品流通の効率化及び災害時における食料品の安定的な供給体制の確保に資する企業の体制強化に向けた取組みを支援することを目的とし、中核的な産業を担う企業の立地を促進することにより、本市の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る。

### 3. 計画の目標のために推進しようとする取組の内容

雇用機会の創出を図るため、本市の中核的な産業である倉庫業について、新規立地企業の設備投資を支援する。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

#### ①事業の内容

本市に新規立地する中越通運株式会社（以下「対象事業者」という。）が、本市下野郷地区内において冷凍物流センターを新設するために必要な資金を貸し付ける事業

#### ②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における倉庫業は、市内の運輸業・郵便業における従業員数第3位の中核的産業である。また、本事業は、本市の倉庫業における従業員数の約32%を占める事業者が実施するものであり、今般の物流センター新設により、本市を含む被災地沿岸部から60名の新規雇用者を見込んでいる。加えて、投資の規模としても、事業者の年間の減価償却費を大きく上回る大規模なものである。

したがって、本事業の実施による経済効果及び雇用効果は大きく、計画の目標に掲げた「地域経

済の活性化及び雇用機会の創出」を図るために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三菱東京UFJ銀行

株式会社北越銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本事業は、本市における物流の効率化、円滑化及び適正化を図るとともに、沿岸部も含めた広域圏における食品流通の効率化及び災害時における食料品の安定的な供給体制を確保するものであり、東北地方全体の物流拠点として中核的な役割を担うものである。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の物流機能が向上し、関連産業の活性化及び雇用の創出に結びつくものであり、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項の規定に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、岩沼市、岩沼市商工会、株式会社東京三菱UFJ銀行、株式会社北越銀行、対象事業者を構成員に含む岩沼市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。